



学校法人南山学園 行動計画

2015年4月1日策定

教育職員および事務職員等（以下、「職員」という。）が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2015年4月1日から2020年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：1人以上取得

女性職員：取得率70%以上

－取得率とは－

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等をした職員の数}}{\text{計画期間内に出産した職員の数}} \geq 70\%$$

《対策》

2015年4月から

- ・ 母性健康管理の措置および育児休業等に関する諸制度の内容・手続き方法等について、学内のポータルサイト（Web）等を活用し、また、新採用者研修、職員研修などの研修会等によって、職員に周知・啓発する。
- ・ 産前・産後休暇後に復帰する職員および育児休業後に復帰する職員について、本人の体調管理を第一として、所定外労働の免除、勤務時間の短縮など、仕事と子育ての両立を支援する。
- ・ 男性職員の育児休業等の取得促進のため、育児・介護休業法および雇用保険法に基づく育児休業給付等の諸制度について、学内のポータルサイト（Web）等を活用し、また、新採用者研修等によって、職員に周知・啓発する。

目標2 子どもが生まれる際の父親の休暇取得促進のため、2020年3月までに、特別休暇制度（配偶者が出産する場合、2日以内の特別休暇を付与）を全学的に導入し、休暇を取得しやすい環境をつくる。

《対策》

2015年4月から

- ・ 制度の導入に関する検討を開始する。

2019年10月から

- ・ 学内のポータルサイト（Web）等を通し、職員に周知する。

目標 3 年次有給休暇の取得率を向上させる。

《対策》

2015年4月から

- ・ 年次有給休暇の取得状況を調査し、取得率向上のための措置を講ずる。

目標 4 事務職員等の所定外労働の削減を促進する。

《対策》

2015年4月から

- ・ ノー残業デー制度の全学的な導入を検討する。
- ・ 事務職員等の健康管理のため、管理職は、所定外労働の分析を行い、適正な労働時間管理を徹底する。
- ・ 学内のポータルサイト（Web）等によって、事務職員等に周知・啓発する。

以 上